

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、平成6年8月、9年8月、同年10月、10年1月、同年6月から同年9月までの期間、11年7月、同年8月、12年7月から同年9月までの期間、13年7月及び同年9月については24万円、9年12月、10年2月、同年5月、同年10月、同年11月、11年1月、同年5月、13年1月及び同年8月については26万円、8年11月、10年4月、11年2月、12年1月、同年5月、13年6月及び同年10月から同年12月までの期間については28万円、7年3月、9年11月、10年3月、同年12月、11年3月、同年4月、同年6月、12年4月、同年6月及び13年5月については30万円、11年10月、同年11月、12年2月及び13年2月については32万円、11年12月、12年3月、同年10月、同年11月及び13年4月については34万円、12年12月及び13年3月については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月23日から14年1月1日まで

A社での私の標準報酬月額記録は、給料支払明細書に記載された額と相違している。給料支払明細書を添付するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標

準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額と保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成6年8月、9年8月、同年10月、10年1月、同年6月から同年9月までの期間、11年7月、同年8月、12年7月から同年9月までの期間、13年7月及び同年9月については24万円、9年12月、10年2月、同年5月、同年10月、同年11月、11年1月、同年5月、13年1月及び同年8月については26万円、8年11月、10年4月、11年2月、12年1月、同年5月、13年6月及び同年10月から同年12月までの期間については28万円、7年3月、9年11月、10年3月、同年12月、11年3月、同年4月、同年6月、12年4月、同年6月及び13年5月については30万円、11年10月、同年11月、12年2月及び13年2月については32万円、11年12月、12年3月、同年10月、同年11月及び13年4月については34万円、12年12月及び13年3月については36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、事業主は、申立人の給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年2月から6年7月までの期間、同年9月から7年2月までの期間、同年4月から8年10月までの期間、同年12月から9年7月までの期間、同年9月及び11年9月については、申立人の保険料控除額及び報酬額のそれぞれに基づく標準報酬額のいずれか低い方の額が、社会保険庁の記録上の標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象にはあたらないため、あつせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 48 年 3 月まで  
申立期間当時は学生で、両親が郵便局で納付していたので未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が郵便局で申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっている上、当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の母親の記憶も曖昧であることから、加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が住民登録をしていた A 市及び申立人の両親が居住していた B 町には、申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらない上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 39 年 4 月に結婚し、新生活を始めたとき、Aさんという町内会長と思われる方が家に来て国民年金に加入するよう勧められたので、夫婦で国民年金に加入した。

私は結婚前に厚生年金保険の加入期間があったので、昭和 39 年 4 月分の国民年金保険料から、また、夫についてはそれまで厚生年金保険に加入していたことも無く、国民年金保険料を納付したこともなかったので、2 年分さかのぼって A さんに納付した。

申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 4 月ごろ、A 氏の勧めにより夫婦で国民年金に加入し、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、42 年 1 月ごろ払い出されたことが推認され、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立人が自身の国民年金の加入手続を行ったと主張する 39 年 4 月ごろに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B 市の資料では、A 氏が国民年金委員であった期間は申立人が国民年金の加入手続をしたとする 1 年後の昭和 40 年 4 月 1 日以降であり、申立人が居住していた町内には国民年金保険料を集金する嘱託員が配置されていなかったこと、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は 36 年 4 月以前に払い出されたことが推認できることなどから、39 年 4 月ごろ A 氏に夫婦二人について国民年金の加入手続を行い、同氏に国民年金保険料を納付したとする申立人

の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで  
亡くなった父親が、昭和37年11月ごろ、私の国民年金の加入手続きを行い、私と姉の国民年金保険料を納付していた。  
姉の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間に係る保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年11月ごろ、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年10月以降に払い出されたことが推認され、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続きや保険料の納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続きをしたとする父親は既に死亡しており、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の姉も自身の国民年金への加入手続きや保険料の納付に関与しておらず、納付状況が不明であるなど、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から61年3月まで  
国民年金保険料は、納税組合による集金で3か月ごとに納付していた。  
申立期間が未加入であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付に係る申立人の夫の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人は、自身の保険料の納付に関与していないことから、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付組織の集金により納付していたと主張しているが、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の夫が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年6月まで  
はっきりした記憶は無いが、申立期間は、どの年金制度にも加入していないので国民年金に加入していたのではないかと思う。加入していたのであれば、納付組織に国民年金保険料を納付していたはずで、未納は無いはずである。父母は保険料を完納している。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していたのではないかと主張しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が無く、国民年金の加入状況及び申立期間における保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 1 日から 33 年 7 月 3 日まで  
② 昭和 33 年 9 月 7 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 1 月 1 日に A 市で B 事業所を厚生年金保険の適用事業所にしたが、私自身は、事業主であり被保険者資格を得ることができなかつたため、父が C 市に設立した D 事業所で、同時期ごろ、厚生年金保険被保険者資格を取得し、保険料も控除されていた。

その後、昭和 33 年 7 月 4 日に A 市の B 事業所を法人にしたので、私も同社で厚生年金保険の被保険者となり、38 年 3 月まで保険料を控除されていた。

しかし、申立期間①の D 事業所及び申立期間②の B 社で勤務していた期間が社会保険事務所の記録では被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人の父親が設立したとする申立期間①の D 事業所については、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない上、同事業所は現存しておらず、父親も既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

また、申立期間②の B 社については、申立人が同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和 33 年 7 月の 2 か月後の同年 9 月 6 日に同事業所は適用事業所ではなくなっており、同日に申立人を含め 6 人の従業員全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

さらに、その後、A 市で B 社が改めて厚生年金保険の適用事業所となった

昭和 38 年 4 月 1 日までの期間において、申立人と同様に同事業所に勤務していたとする弟二人（うち一人は B 社の取締役）についても、申立人と同様に厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B 社は、平成 8 年 6 月に商法（平成 2 年法律第 64 号）附則第 19 条第 1 項の規定により解散しており、給与台帳等の関連資料は得られない上、従業員である弟からも申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる証言は得られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月1日から27年4月1日まで

私は、昭和24年4月11日にA社に入社し、技能教習所に在籍した3年間のうち、同年4月11日から25年3月1日までの期間は厚生年金保険の加入記録があるのに、同年3月1日から27年4月1日までの加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した資料及び同僚の証言から、申立人は、昭和24年4月11日に同社に入社し、同日付けで技能教習所、27年4月1日付けでB部署に配属されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社に申立人と同期に入社し、技能教習所への在学を経て継続して勤務した複数の同僚も、申立人と同様に、昭和24年4月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25年3月1日に資格を喪失、さらに27年4月1日に再取得していることが確認できる。

また、申立人が入社した昭和24年以降の技能教習所に在学し勤務していた期間については、厚生年金保険の被保険者記録が25年3月1日以降確認できないことを踏まえると、事業主は、技能教習所の在学者については、その在学期間すべてにおいて厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人の同僚は、当時給料は「奨学金」という名称で支給されていたと証言しているほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言は得られない上、A社は、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の源泉控除について、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 5 日から 25 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 1 月 5 日から 25 年 1 月 1 日まで、A社B出張所に勤務したが、厚生年金保険被保険者期間が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、期間の特定はできないものの、A社B出張所に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B出張所の厚生年金保険適用日は、昭和 23 年 12 月 1 日となっており、同日前において同事業所は適用事業所としての記録は確認できない上、申立人の記憶する同僚一人を含むすべての従業員の資格取得日は同日となっているほか、申立人の記憶する他の同僚については、同事業所における被保険者記録は確認できない。

また、A社B出張所は現存しておらず、事業主の連絡先は不明であるため、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B出張所のほか、同事業所と関連のある同社本店、同社C支店及び同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

加えて、申立人が、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。